



平成 23 年 2 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社セイヒョー
代表者名 代表取締役社長 山本 勝
(コード番号 2872 東証第 2 部)
問合せ先 管理部長 田辺 俊秋
TEL 025-386-9988

内部統制システムの基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 2 月 25 日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」に関し、本年 3 月 1 日付で下記の通りの一部改定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

内部統制システムの基本方針

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について以下のとおり定める。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ当社の社会的責任及び企業倫理を果たすため、「企業倫理憲章」及び「企業倫理規程」並びに「コンプライアンス行動規範」を定めており、これらを誠実に行動するための基盤とともに、法令、定款、社内規程などの遵守を確保するための啓蒙活動を継続的に実施する。
 - (2) コンプライアンス委員会において、会社全般に係るコンプライアンスの進捗状況の把握と必要施策の立案を行い、定期的に取締役会、監査役に報告するものとする。
 - (3) 取締役及び使用人の職務執行状況は、監査役会及び内部監査室のそれぞれの監査方針、監査計画に基づき監査を受ける
 - (4) 内部監査室は、定期的に事業活動の適法性、適正性を監査し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告するとともに、内部監査計画書を作成して監査役会と連携してこれを行う。
 - (5) コンプライアンス体制に反する行為を早期に発見し、是正を図るため、社内通報制度を整備し運用する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報の取扱は、当社規程に従い、文書または電磁的媒

体により適切に記録、保存し管理する。また、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行うこととする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、全社的危機管理システムを体系的に定めた「危機管理計画書」を制定する。
- (2) 「リスク管理委員会」を設け、危機管理計画書の更新やマニュアル等の整備、取締役会に対する運営状況の定期的な報告を行うこととする。
- (3) 「リスク管理委員会」は、各部門における個々のリスクを継続的に監視するとともに、シミュレーション訓練などの実施により損失危機の未然防止に努める。
- (4) 不測の事態が生じた場合は、代表取締役社長が本部長を務める「緊急対策本部」を設置し損失の軽減化に努める。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制として、定期取締役会を毎月開催し、必要に応じて適宜取締役会を開催するものとする。
- (2) 迅速な意思決定を行い、機動的に業務執行する体制とするために、各取締役が適切に職務執行を分担し、効率的な職務執行体制とする。
- (3) 効率的な経営活動を行うため、取締役会の事前審議機関として、常勤の取締役及び監査役で構成する常務会を開催し、迅速な意思決定を行い、機動的な業務執行を行う。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項並びにその使用者の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 現在、監査役を補助すべき使用者は置いていないが、必要に応じ、監査役の職務を補助するための使用者を置くこととする。なお、監査役の職務を補助する使用者の身分の決定は、監査役の同意を得て行う。
- (2) 監査役の職務を補助する使用者は、原則として当社の業務執行に係る職務を兼務せず監査役の指揮命令下で職務遂行し、その評価については監査役の意見を尊重するものとする。
- (3) ただし、前項については、兼務使用者が補助に当たる場合もあり、補助の期間が終了した場合は従前の指揮命令下に戻るものとする。なお、監査を通じて知り得た会社情報は、許可無く他の取締役・使用者等に漏洩してはならない。

6. 取締役及び使用者が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用者は、会社に著しい損害を及ぼす事実があることを発見したときは、直ちに監査役会に報告しなければならない。
- (2) 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常務会、経営会議などの重要な会議に出席するとともに、稟議書等の業務執行に関する重要な文章を閲覧し、必要に応じて取締役または使用者に説明を求める。

7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役及び取締役と意思疎通を図るため、定期的に意見交換を行う。また、内部監査室と連携を図り、適切かつ効率的な監査業務の遂行を図る。

- (2) 監査役は、当社の会計監査人である監査法人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図る。

8. 財務報告の適正及び信頼性を確保するための体制

- 当社は、財務報告の信頼性を確保するために、金融商品取引法及び関係法令に基づく内部統制報告制度を有効に運用し、かつ、運用評価及び有効性の確認を継続的に行い、必要に応じて改善を行うものとする。

以上